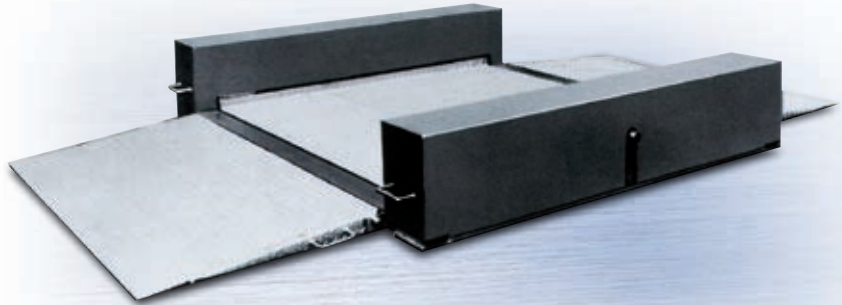


# PL-MLC1

## マルチロードセル式ピットレス台はかり

### 【特長】

- ピットレスで台車等の乗り入れが可能です。



### ひょう量と載台の組合せ

型 式	ひょう量 (kg)	目量 (g)	載 台 寸 法 Amm × Bmm			
			900 × 900	1200 × 1200	1500 × 1500	1800 × 1500
PL-MLC1	★ 100	20・50	●			
	★ 300	100・200	●			
	★ 500	100・200	●	●		
	1000	200・500		●	●	
	★ 2000	500・1kg			●	●

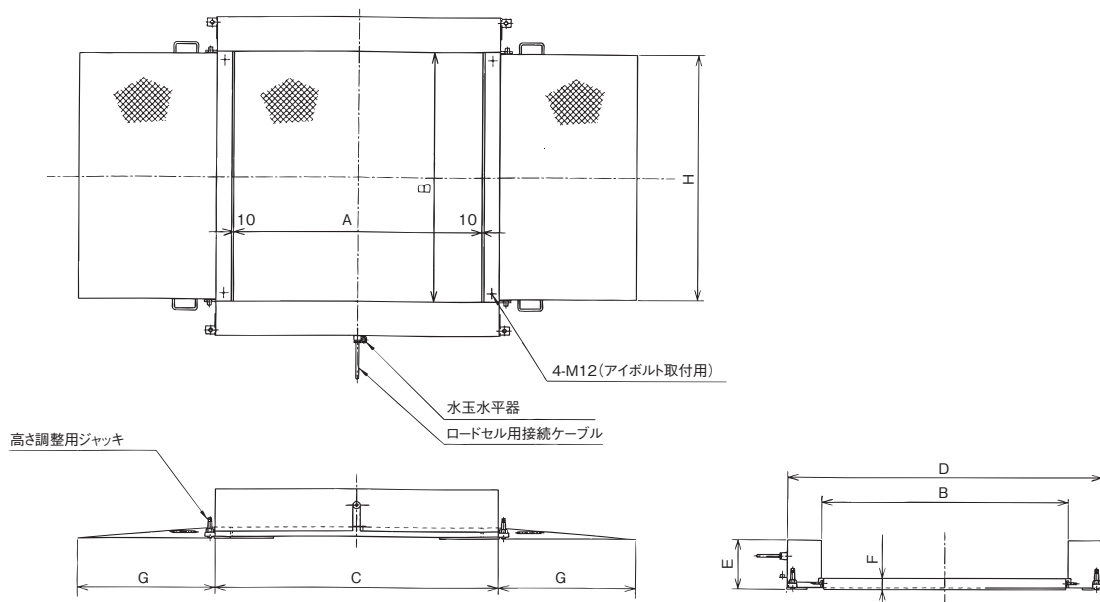
※標準仕様の計量本体の材質は鉄製です。

※指示計EDI-2100Aの場合、検定品となります。

※★印のひょう量、目量のものとは取引証明以外用品になります。

### 本体形状および寸法表

載 台 寸 法 Amm × Bmm					傾 斜 台 mm		適用ひょう量 (kg)
A × B	C	D	E	F	G	H	
900 × 900	1070	1232	240	54.5	665	880	500kg以下
1200 × 1200	1370	1532	240	54.5	665	1180	500kg
	1420	1552	260	64	880	1200	1t
1500 × 1500	1720	1853	260	64	880	1500	1t
	1770	1873	300	80	880	1500	2t
1800 × 1500	2070	1873	300	80	880	1500	2t



# Option

## 指示計との組み合わせ一覧表(検定品)

指示計 \ 本体	PL-MLC5/5-S	PL-MLC5-S (特殊仕様)	PL-MLC9	PL-MLC10	BW-302	PL-LLC2	PL-MLC1
<b>EDI-561</b>	●	●	●		●	●	
<b>EDI-562</b>	●	●	●	●	●	●	
<b>EDI-564</b>	●	●	●		●	●	
<b>EDI-565</b>	●	●	●		●	●	
<b>EDI-569</b>	●	●	●		●	●	
<b>EDI-630</b>				●			
<b>EDI-2100Aシリーズ</b>	●	●	●		●	●	●
<b>EDP-1900Aシリーズ</b>	●	●	●			●	

※検定対象外、掲載のひょう量・載台寸法以外の場合でも、当社または取扱販売店にお気軽にご相談ください。

### ■ デジタル指示計

#### EDP-1900A

[新型データプロセッサ]



### ■ デジタル指示計

#### EDI-2100A

[デジタル指示制御器]



### ■ デジタル指示計

#### EDI-561

[標準タイプ(質量表示のみ)]



### ■ デジタル指示計

#### EDI-562

[マルチ計量タイプ]



### ■ デジタル指示計

#### EDI-564

[料金はかりタイプ]



### ■ デジタル指示計

#### EDI-565

[水引機能タイプ]



### ■ デジタル指示計

#### EDI-569

[産廃計量タイプ]



### ■ デジタル指示計

#### EDI-630



# Option

## オプション

### ■記録プリンタ

#### JPS-508

EDI-561/562/564/565/569用



### ■記録プリンタ

#### TPS-503W

[セパレート型ジャーナルプリンタ]  
EDI-561/562/564/  
565/569用

※RS232C入出力が別途必要です。



### ■記録プリンタ

#### JPS-510

[一体型ジャーナルプリンタ]  
EDI-630用



### ■複写プリンタ(テープ式)

#### PRT-100T1

EDP-1900A/  
EDI-2100A用



### ■複写プリンタ(カード式)

#### TM-U590M

EDP-1900A/  
EDI-2100A用



### ■サーマルプリンタ

#### PRT-400

EDP-1900A用



### ■USBメモリ

EDI-561/562/564/  
565/569/630用

セパレート用、  
一体型用か  
分離スタンド用を  
選択ください。



### ■分離スタンド

EDI-561/562/564/  
565/569用



### ■大型外部表示器



### ■リレーBOX

EDI-562/630用



[OP-21]

[OP-22] プザー付

[OP-23] ハトライト付

[OP-25] プザー付/ハトライト付

### ■ローラコンベヤ

#### PL-MLC9用



### ■リフト用ガイド

#### PL-MLC9用



### ■水平調節脚

#### PL-MLC9用



### ■スロープ

#### PL-MLC9用



### ■水平調節脚

#### PL-MLC5-S用



# デジタル台はかりと計量法について

## 1 検定とは

デジタル台はかりにより計量した値を取引に使用したり、また公的な証明に用いる場合は、このデジタル台はかりが計量法に定める『検定』に合格したものでなくてはなりません。

検定を行ったデジタル台はかりが、その構造(性能及び材料の性質を含む)が定められた技術上の基準に適合し、その器差が定められた検定公差を超えないことが合格条件になります。検定合格となった特定計量器には、検定証印等が付されます。この証印が付されていることが、取引・証明に使用できる計量器の“証”となります。言い換えれば、この証印が付されていないと、その計量器で計量された値は取引・証明に使用できません。したがって、検定の必要の有無は、その計量器で計量した値の使用目的によります。

※器差：計量値から真実の値を減じた値

目量で表した質量の値	検定公差(3級)
0以上、500以下	目量の0.5倍
500を超え、2,000以下	目量
2,000を超え、10,000以下	目量の1.5倍

## 2 指定製造事業者制度とは

優れた品質管理能力を有する製造事業者に対して経済産業大臣が指定を行い、指定を受けた特定計量器については、省令で定める技術基準に基づく自主検査を行うことで、検定に代えることができる制度です。

この制度による特定計量器については、“基準適合証印”が付されます。“基準適合証印”を付した計量器も、検定に合格したものと扱いになります。



検定証印



基準適合証印

## 3 特定計量器とは

取引・証明における計量に使用されたり、主として一般消費者の生活の用に供される計量器のうち、適正な計量の実施を確保するためにその構造・器差に係る基準を定める必要があるものをいい、政令(計量法施行令第2条)で定めるものをいいます。

## 4 最小測定量とは

デジタル台はかりの精度等級は、一般的に3級に属します。3級の最小測定量は目量の20倍以上に規定されています。例えば目量が0.5kgの計量器では、10kgが最小測定量になります。

## 5 定期検査とは

検定合格済みのデジタル台はかりを使用する者(計量証明事業者が計量証明に使用する特定計量器及び適正計量管理事業所で使用する特定計量器を除く)は、都道府県知事、特定市町村長、指定定期検査機関のいずれかが行う定期検査もしくは計量士による代検査を受けなければなりません。定期検査は、使用中の特定計量器の精度や性能を確認するための検査であり、取引・証明用としてこれ以後も続けて使用できるかを判断するために、2年ごとに1回受検する必要があります。

定期検査の合格条件は、次のとおりです。

- (1) 検定証印又は基準適合証印が付されていること
- (2) 性能が特定計量器検定検査規則に定める技術上の基準に適合すること
- (3) 器差が特定計量器検定検査規則に定める使用公差を超えないこと

※使用公差は検定公差の2倍です。

デジタル台はかりをより永くご使用いただくためには、定期的な保守点検、または本体のオーバーホールを含めた維持管理が必要です。当社、または取扱販売店へご相談下さい。

信頼・技術・創造

# 大和製衡株式会社

本社 営業 〒673-8688 兵庫県明石市茶園場町5番22号 TEL.078-918-5555  
東日本支店 〒105-0013 東京都港区浜松町1丁目22番5号 KDX浜松町センタービル4階 TEL.03-5776-3121  
中日本支店 〒460-0008 名古屋市中区栄5丁目27番14号 朝日生命名古屋栄ビル5階 TEL.052-238-5730  
北関東オフィス 〒350-0822 埼玉県川越市山田1888番地1 TEL.049-215-3122  
千葉営業所 〒264-0025 千葉市若葉区都賀4丁目8番18号 ショー・エム都賀1階 TEL.043-214-3920  
九州営業所 〒810-0044 福岡市中央区六本松2丁目12番25号 ベルヴィエ六本松6階 TEL.092-577-1591  
営業時間外緊急技術相談窓口 TEL.078-918-6168

URL: <http://www.yamato-scale.co.jp/>